

令和6年度高知県自殺対策強化事業費（ひきこもり自立支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県自殺対策強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第2条 県は、地域の中で孤立しがちなひきこもりの人及びその家族（以下「ひきこもりの人等」という。）に対する自立支援を推進するとともに、ひきこもりの人等の自殺の防止、自殺未遂者の再発防止対策等に関して、地域の特性に応じた取組を後押しすることで、地域における自殺対策の更なる強化を図ることを目的として、次条に規定する補助対象事業の経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。なお、補助金の交付は、別表第2の事業区分のうちいずれか1区分に係るもののみとし、複数の事業区分について補助金の交付を受けることはできないものとする。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、次に掲げる者とする。

商工会、商工会議所、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条及び第110条第1項に規定する社会福祉協議会を除く。）、第三セクター等（資本金等の額の2分の1以上を公共的団体が出資等している法人をいう。）若しくは地域団体（特定非営利活動法人等一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体をいう。以下同じ。）又は任意団体（共同体、協議会若しくはグループ等の任意団体であって、3以上の個人又は法人で構成される法人格のない次の各号に掲げる事項の全てに該当する団体をいう。以下同じ。）。

（1）補助事業において、自殺対策に資する取組を行うこと。

（2）規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ予算、決算等の会計処理が適正に行われていること。

2 地域団体及び任意団体については、次の各号の全てに該当する場合に、補助金を交付するものとする。

（1）自殺対策事業を的確に遂行できると認められる団体であること。

（2）別表第2の事業区分1及び3については、高知県内に事業所を有し、原則として、自殺対策に1年以上の活動実績を有すること。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

（3）宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする団体ではないこと。

3 初めて補助事業を行おうとするものは、団体及び補助事業の内容について、所在地の市町村からの意見書を提出すること。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第5条 補助対象経費及び補助率並びに補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式によ

る補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定等）

- 第7条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、前項に規定する補助金の交付に当たって、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
 - 3 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業について、アからウまでに掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（事業区分ごとの20パーセントを超えない事業費の減額をいう。）は、この限りでないこと。

ア 補助事業の完了年月日の延期

イ 補助金額の増額

ウ 補助金額の20パーセントを超える減額

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円（任意団体等にあつては、30万円）以上の機械、重要な器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 第3号の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリ

ーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

- (8) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした別記第4号様式による調書を作成し、当該書類を補助事業の完了後5年間保管しなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示する事項

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による補助事業実績報告を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合には、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の補助事業実績報告の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助事業実績報告を提出した後に消費税及び地方消費税の申告による当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき（仕入控除税額が零円の場合を含む。）は、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。
- 4 知事は、第1項の補助事業実績報告の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれを付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 補助金は、前条第4項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3項、第8条第3号、第4号、第6号及び第8号、第9条第3項、第12条並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

1 主に若年層（40歳未満）及び若年層を支援する者に対する次の（1）から（4）までに掲げる事業（児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修等）。ただし、中学生以下の者に対する事業については、併せてその保護者（40歳以上を含む。）に対しても事業を実施するものとする。

（1）対面相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐこと、また、自殺に関する悩みを抱える者等に対して支援を行っている関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、家族や友人等が、対応に苦慮する中で孤立し、疲弊することのないように支援することを目的とする。

なお、児童生徒のみを対象とする事業は、補助対象としない。

イ 事業内容

- ・心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等
- ・個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・他の分野の相談事業における相談者や他の支援制度の利用者に対して、必要に応じて行う保健所、市町村の保健センター等による訪問相談等
- ・若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり（傾聴サロンの設置、運営等）
- ・生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置及び運営
- ・相談担当者や家族等の支援者等への支援 等

（2）電話相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話等の相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐことを目的とする。

なお、児童生徒のみを対象とする事業は、補助対象としない。

イ 事業内容

関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ（アプリ間の無料通話機能による電話）等による相談事業の実施に係る

- ・電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等
- ・相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等
- ・相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等
- ・フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示 等

（3）人材養成事業

ア 目的

関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持つ人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

イ 事業内容

- ・関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣
- ・これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成、養成研修等への派遣
- ・e-ラーニング等を活用した関係行政機関等や民間団体等の相談担当者への研修の実施 等

(4) 普及啓発事業

ア 目的

生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。とりわけ、悩みを抱えたときに周囲に対して助けを求めることに心理的な抵抗を感じさせるような「弱音を吐くことや多重債務等の悩みを打ち明けること、精神疾患への罹患等は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念を払拭することや、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることは適切であり躊躇する必要はないことが社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を実施する。

イ 事業内容

- ・シンポジウム、講演会等の開催 等
- ・図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等
- ・啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布
- ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報 等

- 2 社会とのより太いつながりが生まれるよう、主に就職氷河期世代（※）やその家族の希望に応じ、市町村における居場所の整備、そのほか支援対象者の状態に応じた支援や、就職氷河期世代の支援が他の年代への支援に波及効果をもたらすことで、ひきこもりの人等の支援全体に繋がる次の(1)から(4)までに掲げる事業。

※就職氷河期世代とは、おおむね 1993 年（平成 5 年）から 2004 年（平成 16 年）の雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えた世代を指す（2024 年 4 月 1 日時点において大卒でおおむね 42 歳から 53 歳まで、高卒でおおむね 38 歳から 49 歳までに相当）。その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある、社会参加に向けて支援を必要とする状態にあるなど、様々な課題に直面されている方がいる。

(1) ひきこもりの相談ができる環境づくり事業

ひきこもり状態にある者やその家族からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うことができるよう、必要な備品を購入するなど、相談支援の実施に向けて環境を整備する。

(2) 居場所づくり事業

ひきこもり状態にある者やその家族が、社会参加に向けて、安心して過ごせる居場所に繋がることができるよう、空き家の修繕や必要な備品の購入など、居場所の設置に向けて環境を整備する。

(3) 地域におけるひきこもりの実態とニーズ、支援の現状、就労・社会参加をめぐる環境等に係る調査等事業

ひきこもり支援を行う上での支援体制や内容を検討する際の基礎となる、ひきこもり状態に有る者の概数や実態、ニーズを明らかにするための調査・研究を行う。

(4) 支え合いの地域づくりを推進するためのひきこもりに関する講演会や交流会等の実施

地域住民がひきこもりの理解を深め、悩みや不安を抱える者が適切な支援に繋がることができるよう、ひきこもり経験者や家族、支援者などを招いた講演会のほか、苦悩を分かち合える当事者同士の交流の場や社会参加に向けた勉強会などを開催する。

別表第3（第7条、第8条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。